

電動モビリティシステム専門職大学における外部機関との共同研究等取扱 規程

令和5年9月20日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、電動モビリティシステム専門職大学（以下「本学」という。）における外部機関との共同研究、受託研究及び学術指導（以下総称して「共同研究等」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 共同研究 本学の研究者が外部機関の研究者と共同して行う研究で、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 本学において、外部機関から研究者及び研究経費等を受け入れて、本学の研究者が当該外部機関の研究者と共通の課題について共同して行う研究

イ 本学及び外部機関において共通の課題について分担して行う研究で、本学において、外部機関から研究者及び研究経費等を受け入れるもの

(2) 受託研究 本学において、外部機関からの委託により研究経費等を受け入れて研究を行うもの（受託調査、受託事業及びこれらに類するものを含む。以下同じ。）をいう。

(3) 学術指導 外部機関の委託を受け、本学の教職員がその教育、研究及び技術上の専門的知識に基づき指導助言を行い、もって当該委託者の業務又は活動を支援するもので、これに要する経費を委託者が負担するものをいう。

(4) 外部機関 国、地方公共団体、商法等に基づき設立された会社、特殊法人、独立行政法人、財団法人等の機関及び本学の教育研究分野に関連する事業を生業とする個人をいう。

(5) 共同研究員 外部機関において、現に研究業務に従事しており、共同研究のため在職のまま本学に派遣される者をいう。

(受入決定及び契約締結の実施)

第3条 共同研究等の受入れは、本学における教育研究上有意義であり、かつ、優れた成果を期待することができる場合に受け入れるものとする。

(共同研究等に要する経費)

第4条 共同研究等に要する経費は、次に定めるところによるものとする。

(1) 本学は、本学の施設・設備を共同研究等の用に供するとともに、当該施設・設備の維持管理に必要な経常経費等を負担するものとする。

(2) 外部機関は、共同研究等を遂行するために、前号の規定により本学が負担するもののほか、特に必要となる謝金、旅費、研究者及び研究支援者等の人件費、消耗品費、光熱水料、設備費等の直接的な経費（以下「直接経費」という。）並びに当該共同研究等の遂行に関連し、直接経費以外に必要な経費

を勘案して定める額(以下「間接経費」という。)の合算額を負担するものとする。

- (3) 外部機関は、契約締結後、第2条各号の区分ごとに別表第1に定める共同研究等に要する経費を、共同研究等の開始前の本学が定める納付期限までに納付するものとする。ただし、納付期限については、本学との協議により定める日までとすることができる。
- 2 前項第3号により納付された経費は、返還しない。
- 3 第2条第1号イに該当する共同研究の場合は、直接経費のほか、外部機関における研究に要する経費等も、当該外部機関が負担するものとする。
- 4 第2条第2号の受託研究は、委託者が一方的に中止することはできないものとする。

(共同研究等における設備等の取扱い)

第5条 前条第1項第2号の規定により、研究の必要上本学において新たに取得した設備等は、本学の所有に属するものとする。

- 2 前条第3項の規定により研究の必要上外部機関において新たに取得した設備等は、当該外部機関の所有に属するものとする。
- 3 本学は、共同研究の遂行上必要な場合には、外部機関からその所有に係る設備を受け入れることができるものとする。この場合において、当該設備の搬入搬出に要する経費は、原則として当該外部機関が負担するものとする。
- 4 本学の研究者は、本学において行う研究又は分担して行う研究のため必要な場合には、外部機関の施設において研究を行うことができるものとする。
- 5 前項の規定に基づき本学研究者が当該施設において研究を行う場合は、研究用務のための出張として取り扱うものとする。

(共同研究等計画書の提出)

第6条 共同研究等の申込みをしようとする外部機関は、原則として共同研究等に係る計画書を、本学に提出するものとする。

(受入決定及び契約締結)

第7条 学長は、共同研究等の受入れを決定しようとするときは、あらかじめ本学の共同研究等担当者の意見を聴するものとする。

- 2 学長は、共同研究等の受入れ等を決定したときは、その決定の内容を外部機関に通知するとともに、当該共同研究等に係る契約を締結するものとする。

(秘密の保持)

第8条 共同研究等の実施に伴い、相手方より開示又は提供を受けた技術上又は営業上の情報であって、開示又は提供の際に相手方より秘密である旨の表示が明記されたものは非公開とするものとする。

(知的財産権の取扱い)

第9条 共同研究等の結果、知的財産権が生じた場合には、本学と当該外部機関が協議の上、その取扱いを決定するものとする。

(共同研究等の中止又は期間の延長等)

第10条 共同研究等の遂行上やむを得ない理由があると認めるときは、外部機関の長と協議の上、当該共同研究等を中止し、又はその期間の延長等を決定することことができるものとする。

2 前項の規定により当該共同研究等を中止し、又はその期間の延長等を決定した場合には、その旨を外部機関の長に通知するとともに、速やかに外部機関の長に対し契約上の手続を行うものとする。

(共同研究等の中止等に伴う経費等の取扱い)

第11条 共同研究等を中止した場合において、外部機関が負担した直接経費の額に不用が生じた場合で、当該外部機関の長から請求があったときは、第4条第2項の規定にかかわらず、不用となった額を返還するものとする。

2 共同研究等を完了し、又は中止したときは、第5条第3項の規定に基づき外部機関から受け入れた設備を研究の完了又は中止の時点の状態当該外部機関に返還するものとする。

(研究成果の取扱い)

第12条 本学は、共同研究等によって得られた研究成果について、秘密保持の義務を遵守した上で、開示、発表又は公開することができる。

2 本学及び外部機関は、協議の上、研究成果の公表の時期、方法等を定めるものとする。

(共同研究等に要する経費の納付を伴わない共同研究)

第13条 本学及び外部機関の双方が研究経費(設備等を含む。)をそれぞれ負担し研究経費の納付を伴わない共同研究について、特に必要があると認めるときは、この規程を適用して受け入れることができる。

(事務)

第14条 外部機関との共同研究等の事務は、事務局総務課で処理する。

(その他)

第15条 共同研究員は、本学の諸規則を遵守しなければならない。

附 則

この規程は、令和5年9月20日から施行する。

別表第1

共同研究等の区分	直接経費	間接経費	備考
共同研究	研究に要する経費（第4条第1項第2号）	直接経費の30%	
共同研究員	6か月以内： 350,000円		直接経費欄は、研究期間と研究料に読み替える。
	6か月を超え1年以内： 700,000円		直接経費欄は、研究期間と研究料に読み替える。
受託研究	研究に要する経費（第4条第1項第2号）	直接経費の30%	
学術指導	指導に要する経費（第4条第1項第2号）	直接経費の30%	